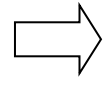


令和6年度（令和5年中の所得）
市民税・県民税の申告が必要な方チェック表



はい



いいえ

スタート

所得税の還付のために確定申告、又は損失申告をしますか？

外国で支払われる年金など、源泉徴収の対象とならない年金の支給がありますか？

公的年金等の収入金額（複数の年金を受給している場合は、その合計額）が400万円以下ですか？

公的年金等に係る雑所得以外の所得金額は・・・

0円

20万円以下

20万円超

次の①、②のいずれかに該当しますか？

- ① 昭和34年1月1日以前の生まれで、
 - ・扶養親族がなく、収入額が155万円以下である。
 - ・扶養親族があり、収入額が211万円以下である。
- ② 昭和34年1月2日以降の生まれで、
 - ・扶養親族がなく、収入額が105万円以下である。
 - ・扶養親族があり、収入額が171万円以下である。

※扶養親族の数が、公的年金等の源泉徴収票に記載されている必要があります。

生命保険料控除等の各種控除の申告を、市民税・県民税上でしますか？

市民税・県民税の申告は不要です

市民税・県民税の申告が必要です

申告について詳しくは、所沢市ホームページ内の「市民税・県民税の申告について」のページをご覧ください。

税額計算の結果、納付すべき所得税額がありますか？

市民税・県民税の申告は不要です

所得税の確定申告をすることで、市民税・県民税の申告も済ませたこととなります。確定申告について、詳しくは所沢税務署（04-2993-9111）へお問合せください。